

提 供 日 2026/09/18
タイトル 一級河川狩野川水系洞川の「特定都市河川」指定
に向けた手続き着手について
担 当 交通基盤部 河川砂防局河川企画課
連 絡 先 流域治水対策班
TEL 054-221-2458



かのがわ どうがわ
狩野川水系洞川流域において「特定都市河川」
の指定に向けた手続きに着手
～洞川流域で取り組む、流域治水の本格的実践～

県は、狩野川水系洞川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手し、今後関係機関への意見照会等を行いますのでお知らせします。

- 国土交通省及び県は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を推進しています。
- この度、一級河川狩野川水系洞川において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。なお、国土交通大臣指定の一級河川狩野川水系来光川等も同時に手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第9項の規定に基づき、関係機関(洞川流域に係る伊豆の国市長等)への意見聴取を行います。

(添付資料)

別紙「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系来光川」の特定都市河川への指定
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

(同時配布先)

県政記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

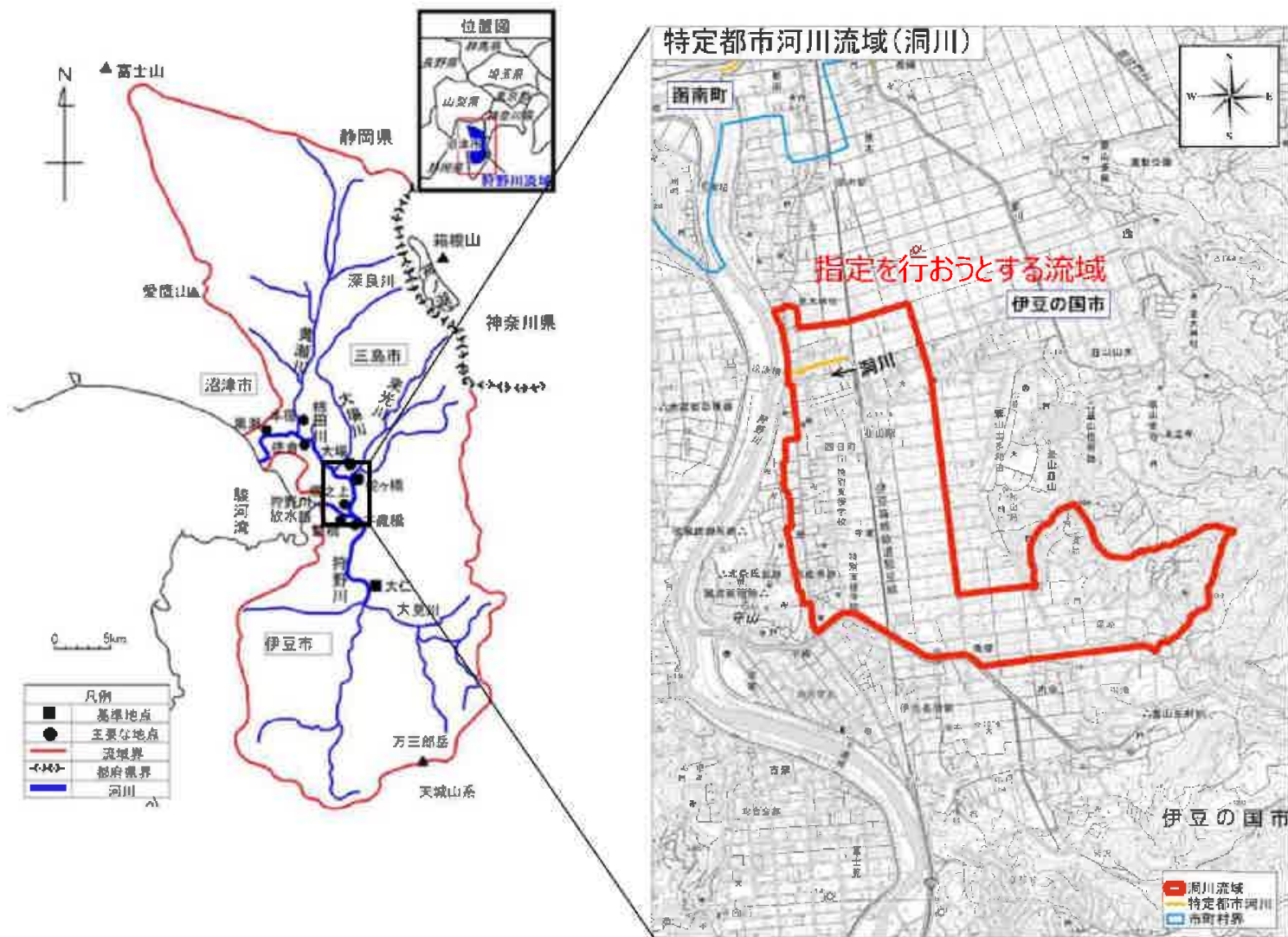
【問合せ先】

- 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 TEL(054)-221-2458
流域治水対策班 柴田、田中
- 交通基盤部 沼津土木事務所 企画検査課 TEL(055)-920-2212
清、杉山

「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系洞川」の特定都市河川への指定(1/3)

- 狩野川水系来洞川（流域面積：2km²）
幹川流路延長：0.36km（県管理区間0.36km）

別紙



「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系洞川」の特定都市河川への指定(2/3)

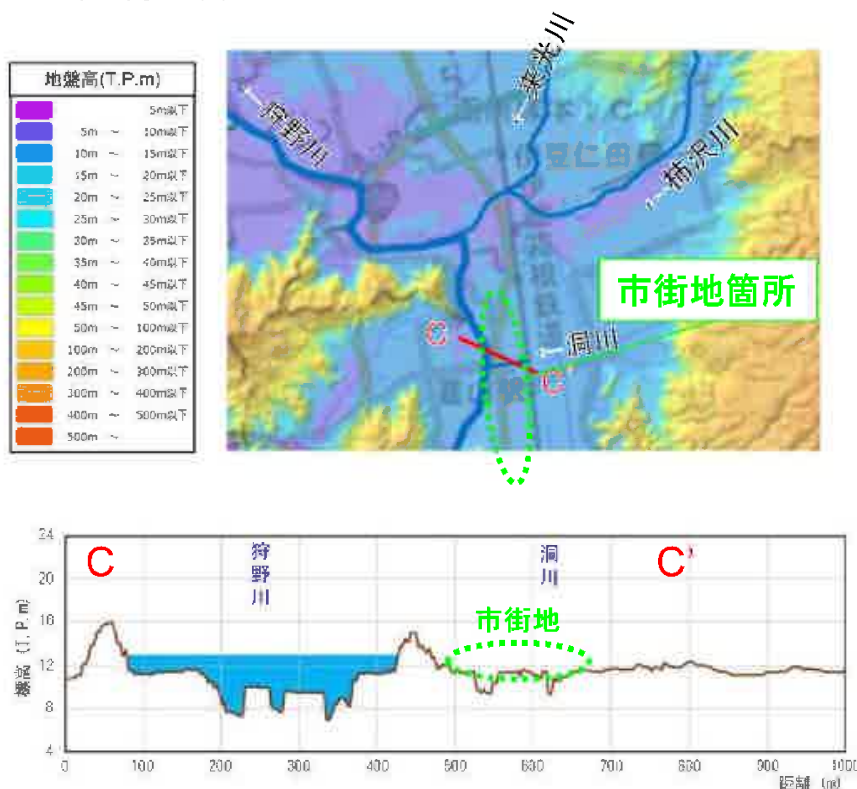
■ 指定を行おうとする河川の区間

河川名		区間	
		上流端	下流端
国土交通大臣指定	来光川	静岡県田方郡函南町桑原字城山 1 3 2 6 番 1 地先	狩野川への合流点
	柿沢川	静岡県田方郡函南町軽井沢字大沢里 1 2 3 番地先	来光川への合流点
	堂川	左岸：静岡県伊豆の国市原木字糠田 1 2 4 2 番 2 地先 右岸：静岡県伊豆の国市長崎字竹之下 1 6 2 番 2 地先	柿沢川への合流点
	函南冷川	静岡県田方郡函南町田代字田ヤシキ 9 9 番 1 地先	来光川への合流点
静岡県知事指定	洞川	左岸：静岡県伊豆の国市四日町字四五六 5 2 6 番 3 地先 右岸：静岡県伊豆の国市四日町字舞台 4 1 1 番 2 地先	狩野川への合流点

「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系洞川」の特定都市河川への指定(3/3)

洞川流域の特徴

- 狩野川流域では、昭和33年9月（狩野川台風）、平成10年8月洪水、平成16年10月洪水等、たびたび大きな洪水被害が発生してきた。近年発生した令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）においても、主に来光川や洞川を含む狩野川中流域にて内水被害が発生し、甚大な浸水被害が発生した。
- 狩野川中流域のうち、来光川流域および洞川流域は、内水氾濫により甚大な被害が発生する狩野川流域内有数の内水常襲地区であり、地元住民の防災意識も高く、流域一体となった浸水被害対策の推進が望まれているため、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出の抑制や土地利用規制など、流域一体となった浸水被害防止に取り組み、早期に地域の安全性の向上を図る



過去の被害

洪水発生年月	主な被害	主な被害河川	被害要因
平成10年8月	・浸水面積: 317ha ・浸水家屋: 床上223戸、床下297戸 ・一般資産被害額: 167千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・有堤部越水 ・内水
平成16年10月	・浸水面積: 27ha ・浸水家屋: 床上5戸、床下15戸 ・一般資産被害額: 4千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・内水
令和元年10月	・浸水面積: 240ha ・浸水家屋: 394戸 ・一般資産被害額: 179千万円	・来光川、柿沢川、堂川 ・洞川	・内水
令和6年7月	・浸水面積: 約20ha(精査中) ・浸水家屋: 床上1戸、床下10戸	・来光川、柿沢川 ・洞川	・内水

今後の予定

R8.9 指定に向けた手続き開始
(法定意見聴取開始)

R8.12 特定都市河川・流域の指定

指定後 流域水害対策協議会の設置
流域水害対策計画の策定



国道136号が内水氾濫により通行止め

特定都市河川指定までの動き

R4～ 来光川及び洞川の特定都市河川指定に向けて、国交省、静岡県、伊豆の国市、函南町で新田・原木・長崎・四日町地区内水対策勉強会を開催。以後定期的に開催し、指定に向けた調整を進めてきた

R7.3 狩野川水系流域治水協議会において、来光川及び洞川の特定都市河川指定を行うことに合意

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：国土交通本省

いのちとくらしをまもる
防災減災



令和 8 年 9 月 18 日

国土交通省中部地方整備局

狩野川水系来光川流域において「特定都市河川」 の指定に向けた手続きに着手

～来光川流域 3 市町で取り組む、流域治水の本格的実践～

国土交通省では、静岡県か の がわの狩野川水系来光川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手し、今後関係機関への意見照会等を行いますのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川らいこうがわ狩野川水系来光川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。なお、同日付で静岡県知事指定の洞川どうがわも同時に手続きに着手しました。
- 今後、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、関係機関（来光川流域に係る静岡県、伊豆の国市、三島市、函南町の長）への意見聴取を行います。

（添付資料）

別紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「狩野川水系来光川等」の特定都市河川への指定
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

（同時配布先）

中部地方整備局記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

【問合せ先】

○国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 TEL (052)-953-3148（代表）
課 長：小泉 陽彦（こいずみ あきひこ）（内線 3611）
課長補佐：松本 洋和（まつもと ひろかず）（内線 3613）